

課外活動等に関する規程

(2011年2月14日規約第10-91号の1)

《所管：学生生活課長》

(趣旨)

第1条 この規程は、本大学学生が、個性ゆたかにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材となるために、学術の研究、芸能の修練、趣味の涵養等の課外活動等を行う上で、必要な事項について定める。

(サークルの登録)

第2条 学生のサークルは、早稲田大学の名のもとに課外活動を行う場合は、サークル名、代表者名、活動場所その他の大学が定める事項を毎年4月（後期より新たに活動を行う場合にあっては、9月）の所定日までに大学に届出なければならない。

2 大学は、前項の届出をしたサークルを登録する。ただし、大学は、第1条の趣旨に明らかに反すると認めた場合には、届出を受理しないことができる。

(公認サークル)

第3条 前条第2項の大学に登録されたサークルのうち、次条に定める要件を満たしたサークルを公認サークルとする。

2 前項に規定する公認サークルは、次の5種とする。

- 一 学生の会
- 二 地方学生の会
- 三 同好会
- 四 学外NPO等に所属するサークル
- 五 学術院承認サークル

3 公認サークルの承認は当該年度限りとし、学術院長会の議を経て大学が行う。

4 公認サークルは、毎年4月の所定日までに大学に継続届を提出するものとする。提出のない公認サークルは、解散したものとみなす。

5 公認サークルが、本大学外で宿泊、遠征等の活動を行う際は、事前に大学に合宿・遠征届を提出するものとする。

6 公認サークルを解散したときは、速やかに大学に届け出なければならない。

7 公認サークルが法令または本規程その他の本大学の規約に違反したときは、公認を取り消すことがある。公認の取り消しは学術院長会の議を経て大学が行う。

(公認サークルの要件等)

第4条 前条に規定する公認サークルとなるためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一 本学学生のみで21人以上、かつ2学部以上にまたがる構成員があること。
- 二 設立するサークル名で、学内外での活動実績が1年間以上あること。

- 三 領収書を添付した1年間以上の会計報告があること。
 - 四 責任者として会長1人、学生責任者として幹事長、副幹事長および会計担当を置いていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方学生の会、および学術院承認サークルの要件は別に定める。
 - 3 第2条第2項の大学に登録されたサークルのうち、公認サークルを除くサークルを登録（未公認）サークルとよぶ。

（学生の会の要件）

第5条 第3条第2項第1号に規定する学生の会となるためには、同好会として5年以上継続して承認され、その後さらに5年以上継続して学生の会の設立を申請していなければならない。

（便宜供与）

第6条 公認サークルならびに大学が特に認めた者および団体は、次の各号に定める便宜供与を受けることができる。供与の内容については別に定める。

- 一 学生会館等の部室の使用
- 二 教室および施設の利用
- 三 新規会員募集活動等での場所等の利用
- 四 課外活動補助金の受給
- 五 大学行事への参加

（損害賠償）

第7条 学生または学生の団体が、故意または過失により本大学の施設、設備および物品等を汚損または損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 大学は事情によって、前項の賠償額を減免することができる。

（懲戒等）

第8条 学生または学生の団体が本規程および同施行細則（2011年2月14日規約第10—91号の2）に違反したときは、第6条に定める便宜供与を停止し、または早稲田大学学則（1949年4月1日示達）第46条もしくは早稲田大学大学院学則（1976年4月1日教務達第1号）第38条の規定により、懲戒処分に付することができる。

（細則の制定）

第9条 立看板の設置ならびに文書等の掲示および配布の方法、学生が課外活動等を行う上で遵守しなければならない事項その他この規程の施行に必要な事項は、細則をもって別に定める。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

課外活動等に関する規程施行細則

(2011年2月14日規約第10-91号の2)

《所管：学生生活課長》

(細則の制定)

第1条 この細則は、課外活動等に関する規程(2011年規約第10-91号の1。以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

(公認サークルの会長)

第2条 公認サークルの会長は、本学の専任教員または専任職員でなければならない。ただし、研究を目的とするサークルにあつては、専任教員でなければならない。

2 同一人が会長となることができるのは、5つのサークルまでとする。ただし、学生の会、地方学生の会および学術院承認サークルにあつては、それぞれ1サークルまでしか会長となることができない。

(公認サークルの学生責任者)

第3条 公認サークルの学生責任者は複数の公認サークル責任者を兼ねることはできない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りではない。

2 学生責任者は学部の正規生でなければならない。ただし、学術院承認サークルのうち、大学が特に認めたサークルはこの限りではない。

(立看板および掲示物等)

第4条 学生または学生の団体が、立看板を本大学構内に設置し、または文書、チラシおよび新聞等(以下「文書等」という。)を掲示する場合は、公認サークルにあつてはサークル名を、個人および公認サークル以外の団体にあつては、本大学学生である掲示責任者の所属箇所、学年、氏名、連絡先および団体名を当該立看板または文書等に記載しなければならない。

2 本大学構内で立看板を作製しようとするときは、あらかじめ大学の許可を得て、所定の場所で作製するものとする。

3 立看板の設置または文書等の掲示を行う際は、公認サークルにあつては幹事長その他の学生責任者、公認サークル以外にあつては、本大学学生が掲示責任者として立ち会わなければならない。

4 設置・掲示の期間を経過したときは、設置・掲示を行った者は、速やかに立看板・掲示物を撤去しなければならない。

5 立看板および掲示物は、営利目的、虚偽の内容、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたらないもので、公序良俗に反しないものでなければならない。

6 立看板および掲示物は、倒壊の危険や通行妨害がないよう、安全に配慮して設置しなければならない。

7 立看板および掲示物が、前3項の規定に反していると大学が判断したときその他大学が必要と認めた場合は、当該立看板および掲示物を撤去することがある。

8 前各項の規定にかかわらず、早稲田キャンパス以外のキャンパスにおいて、立看板および掲示物等の規定がある場合は、当該キャンパスの規定を適用できるものとする。

(立看板の大きさ等)

第5条 立看板の大きさは、ベニヤ板(180 cm×90 cm)2枚分までとする。

- 2 立看板を設置する際は、通行の妨害および人身に危険の及ばない場所を選ぶものとし、植栽等を傷めてはならない。
- 3 突起物のある立看板は設置してはならない。
- 4 フェンスにガムテープまたはそれに類似するものを貼り、設置の場所取りを行ってはならない。
- 5 フェンスへの掲出は、危険防止のため四隅を固定しなければならない。
- 6 同一内容の立看板については、一キャンパスにつき2箇所以内の設置とする。
- 7 立看板の設置場所について、早稲田キャンパスにおいては、大隈銅像周辺、正門付近その他の大学が指定する場所に設置してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 8 大学は、原則として年4回、立看板を撤去する。

(掲示物の大きさ等)

第6条 掲示物の大きさは、最大A2サイズまでとする。

- 2 掲示物の枚数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 枠のある掲示物 1掲示物につき1団体あたり1枠まで
 - 二 枠のない掲示物 1掲示物につき1団体あたり1枚まで
- 3 掲示物以外の場所(壁やフェンス等をいう。)に文書等を掲示してはならない。
- 4 掲示物を固定する際は、画鋲を使用し、ホッチキス、ガムテープ等を使用してはならない。また他の掲示物の上に重ねて貼ってはならない。
- 5 大学は、月に1回(原則として第4月曜日の午前中)、すべての掲示物を撤去する。

(文書等の配布)

第7条 学生または学生の団体が、本大学構内において文書等を配布しようとする場合は、公認サークルにあつてはサークル名を、個人および公認サークル以外の団体にあつては、本大学学生である掲示責任者の所属箇所、学年、氏名、連絡先および団体名を当該文書等に記載しなければならない。

- 2 文書等の配布を行う際は、公認サークルにあつては幹事長その他の学生責任者、公認サークル以外にあつては本大学学生である責任者が、立ち会わなければならない。
- 3 文書等の配布は、屋外のみとし、建物内での配布は認めない。ただし、大学が特に認めた場合は、この限りではない。
- 4 文書等の配布は、手渡しとし、受け取る意思のない者への強要を行ってはならない。
- 5 配布する文書等は、営利目的、虚偽の宣伝、他者のプライバシーの侵害、特定の個人もしくは団体等への誹謗中傷または名誉毀損にあたらぬもので、公序良俗に反しないものでなければならない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、早稲田キャンパス以外のキャンパスにおいて、文書等の配布の規定がある場合は、当該キャンパスの規定を適用できるものとする。

(教室の貸出し)

第8条 学生または学生の団体が、会合その他の目的で教室を利用するときは、あらかじめ大学の許可を得なければならない。

- 2 大学は、前項の許可の申請が次の各号の一に該当する場合は、同項の許可をしないことがある。

- 一 教室の利用目的が公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - 二 入場料その他の料金を徴収しようとするとき。
 - 三 授業の妨げになる恐れがあると認められるとき。
- 3 大学は、次の各号の一に該当するときは、第1項の許可を取り消すことができる。
- 一 大学が教室を利用しなければならない緊急の必要が生じたとき。
 - 二 借用願の記載事項に虚偽の記載があったとき。
 - 三 前項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - 四 その他大学が必要と認めたとき。
- 4 前各項の規定にかかわらず、早稲田キャンパス以外のキャンパスにおいて、教室の貸出しの規定がある場合は、当該キャンパスの規定を適用できるものとする。

(学生証の提示)

第9条 学生は、学生証を常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

- 第10条 学生は、本大学構内において大学が定めた場所以外で、喫煙および飲酒をしてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 学生は、本大学構内において物品の販売およびこれと同視すべき行為をしてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 3 学生は、大学の施設、設備および備品を占有してはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 4 学生は、横断幕、垂れ幕、ステッカー等を施設、植栽等に設けまたは掲げてはならない。ただし、大学が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 5 学生は、本大学構内および大学周辺で拡声器、楽器等を使用してはならない。
 - 6 学生は、衛生環境の維持および改善に努め、ゴミの放置などをしてはならない。
 - 7 学生は、常に安全確保に努め、危険行為および他人への迷惑行為をしてはならない。

(拡声器および楽器等の使用)

- 第11条 前条第5項の規定にかかわらず、早稲田キャンパスにおいては、授業実施期間（試験期間および大学が指定した日を除く。）の12時10分から13時まで拡声器、楽器等を使用できるものとする。
- 2 前項のほか、大学が特に認めた場合は、大学構内で拡声器、楽器等を使用できるものとする。
 - 3 拡声器および楽器等を使用する際は、大学の指示に従わなければならない。

附 則

この細則は、2012年4月1日から施行する。